

令和4年10月1日

患者様各位

医療情報・システム基盤整備体制充実加算について

令和4年6月7日、政府にて閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、マイナンバーカードの保険証利用が進むよう、関連する支援等の措置が見直されました。その見直しに伴い、当院においては令和4年10月から医療情報・システム基盤整備体制充実加算(新設)を算定することとなりました。この体制を整備することにより、オンライン資格確認等システムを通じて診療情報を取得・活用することが可能となり、質の高い医療の提供できるようになります。今後、患者様には正確な医療情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証(マイナ保険証)の取得並びに、利用のご協力をお願い致します。

正確な情報を取得・活用するため、[「マイナ保険証」](#)の利用にご協力をお願い致します。

◇ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算（初診時）

(マイナ保険証以外で受診をした場合) 加算1 4点(月1回)

(マイナ保険証で受診をした場合) 加算2 2点(月1回)

※再診料に対する加算はございません。

宮田医院 院長